

登録販売者 登録証を申請する方へ

埼玉県内で従事している方は、越谷市保健所で申請ができます。

○申請の流れ

<ステップ1>必要書類の準備・・・チェックリストを使い、必要な書類を揃えてください。

チェック	必要書類
<input type="checkbox"/>	<p>1 免許申請書 ※黒のボールペンで記入してください(消せるペンは不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の窓口で配布しているほか、埼玉県のホームページからダウンロードすることもできます。 ・申請書の「申請者の欠格条項(6)」に該当するおそれのある場合、「<u>医師の診断書</u>」(発行日から3ヶ月以内のもの)の提出が必要(該当しない場合は不要)
<input type="checkbox"/>	<p>2 戸籍抄本又は戸籍謄本、住民票(本籍地記載、個人番号記載なしに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原本を添付してください。(※コピー不可) ・発行日から6か月以内のものを添付してください。 ・本籍地の記載があるもので、個人番号(マイナンバー)の記載が省略されているものを用意してください。 ・登録資格を証する書類と現在の氏名が異なる場合、戸籍抄(謄)本をご用意ください。
<input type="checkbox"/>	<p>3 登録資格を証する書類</p> <p>(1) 試験合格者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>試験合格証書</u> <p>(2) 薬種商の場合</p> <p>ア 過去に薬種商販売業の許可を受け現在廃止している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>許可機関が発行した証明書</u> (法人の場合は申請書が適格者であったことが分かるもの) <p>イ 個人又は法人で薬種商の許可を受けている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>原本照合した薬種商販売業許可証の写し</u>
<input type="checkbox"/>	<p>4 使用(雇用証明書)(申請者が被雇用者(従事者)の場合に添付)</p> <p>(1) 申請者が派遣社員の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>店舗開設者による派遣社員の使用(雇用)証明書</u>が必要です。 ・店舗開設者の証明によらない場合は、派遣元会社の証明に以下の3点の書類を併せて添付してください。 ア 派遣社員と派遣業者の関係を示す書類 イ 派遣業者と店舗開設者との契約を示す書類 ウ 当該店舗に派遣社員が派遣されていることがわかる書類 <p>(2) 申請者が薬局開設者又は医薬品販売業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒<u>薬局開設等の許可証の写し</u>を添付してください。 <p>(3) 薬局等の新規許可申請と併せて販売従事登録申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇒保健所窓口にてご相談ください。

裏面にも必要書類の記載があります。
必ずご確認ください。

チェック	必要書類
□	5 登録手数料 8,700円(現金)
□	<p>6 登録証受取時の郵便切手 希望する受け取り方法により、次の①②のいずれかを選び、切手を用意してください。<u>(※切手は必ず事前に郵便局等で購入してください。)</u></p> <p>① 郵送を希望する場合 (※登録証郵送用封筒貼付用) ⇒ 640円分の切手 (準備が整い次第、郵送します) ⇒ 2枚の場合は740円分の切手</p> <p>② 保健所での受取りを希望する場合(※お知らせはがき貼付用) ⇒ 85円分の切手 (お渡しの準備が整い次第、このはがきでお知らせします)</p>

<ステップ2> 保健所窓口での書類の提出

合格後、裏面チェックリストに基づき用意した書類一式を保健所窓口へ提出してください。

<ステップ3> 登録証の受取り

申請内容に不備がなければ、登録証は1か月ほどで出来上がります。

申請時の選択に従い、次のとおり登録証をお受け取りください。

1 **郵送を希望**した場合

保健所から簡易書留で登録証を郵送します。

配達時に留守だった場合、郵便局の配達員は郵便受けに不在票を入れ、配達物を持ち帰りますので、留守にされた場合は不在票がないかご確認ください。

2 **保健所での受取り**を希望した場合

登録証が準備できましたら、保健所から「お知らせ」はがきを郵送し、お知らせします。

はがきに書かれた内容に従い、登録証を保健所でお受け取りください。

【問合せ先】越谷市保健所 保健総務課

〒343-0023 越谷市東越谷 10-31

電話:048-973-7530

(※音声ガイダンスで「4」を入力)